

青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正
 する条例（令和三年三月青森市条例第九号）の一部改正【第十五条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p> <p>第二条 <u>令和三年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、第四条の規定による改正後の青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第四条第三項（新居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第四十一条の二（新居宅サービス等基準条例第九十九条において準用する場合に限る。）並びに第五条の規定による改正後の青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第四条第三項（新介護予防サービス等基準条例第九十条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十六条の十の二（新介護予防サービス等基準条例第九十五条において準用する場合に限る。）の規定の適用につ</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p> <p>第二条 <u>令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第四条第四項及び第三十一条、第二条の規定による改正後の青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第四条第四項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、第三十三条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）及び第三十五条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第四条第四項、第三十六条（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。）及び附則第四条第四</u></p>

改正後	改正前
<p><u>いては、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新居宅サービス等基準条例第九十七条及び新介護予防サービス等基準条例第九十三条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。</u></p>	<p><u>項、第四条の規定による改正後の青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第四条第三項及び第四十一条の二（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百四十四条、第一百六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第六十九条（新居宅サービス等基準条例第八十二条において準用する場合を含む。）、第八十二条の三、第八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第四条第三項及び第五十六条の十の二（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百五条、第一百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第六十一</u></p>

改正後	改正前
	<p>条において準用する場合を含む。)、<u>第百六十六条の三、第一百七十三条、第一百八十三条（新介護予防サービス等基準条例第九十八条において準用する場合を含む。）、第二百十九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第四条第三項及び第四十二条の二（新地域密着型サービス基準条例第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第一百条、第一百三十条、第一百五十一条、第一百八十条、第一百九十二条及び第二百五条において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第四条第三項及び第三十九条の二（新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八条の規</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>定による改正後の青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）</u> 第四条第五項及び第三十一条の二（新指定居宅介護支援等基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）、<u>第九条の規定による改正後の青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）</u> 第四条第五項及び第三十条の二（新指定介護予防支援等基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、<u>第十条の規定による改正後の青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）</u> 第六条第四項、第四十二条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）及び<u>第四十六条第三項、第十一条の規定による改正後の青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）</u> 第五条第四項、<u>第四十一条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合</u></p>

改正後	改正前
	<p>を含む。)及び第四十五条第三項、第十二条の規定による改正後の青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。)</p> <p>第五条第四項、第三十九条の二(新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)</p> <p>及び第四十三条第三項並びに第十三条の規定による改正後の青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)</p> <p>第五条第四項、第四十一条の二(新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)</p> <p>及び第四十五条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、<u>新養護老人ホーム基準条例第九条、新特別養護老人ホーム基準条例第九条(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第三十六条(新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)</u>、<u>新軽費老人ホーム基準条例第九条(新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。)</u>、<u>新居宅サービス等基準条例第三十一条(新居宅サービス等基準条例第四十三条</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>の三及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第五十八条（新居宅サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百零八条（新居宅サービス等基準条例第一百六条及び第三十六条において準用する場合を含む。）、第一百四十四条、第一百六十五条（新居宅サービス等基準条例第八十二条の三及び第八十九条において準用する場合を含む。）、第一百七十九条、第二百二条、第二百四条、第二百三十三条、第二百四十六条及び第二百五十八条（新居宅サービス等基準条例第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条（新介護予防サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十二条、第一百四十条（新介護予防サービス等基準条例第一百六十六条の三及び第七十三条において準用する場合を含む。）、第一百五十八条、第一百八十条、第一百九十五条、第二百四条、第二百三十三条及び第二百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第三十三条、第五十七条、</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(業務継続計画の策定等に係る経過措</u></p>	<p><u>第六十一条の十二（新地域密着型サービス基準条例第六十一条の二十の三において準用する場合を含む。）</u>、<u>第六十一条の三十四、第七十五条、第一百零二条（新地域密着型サービス基準条例第二百五条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第一百二十四条、第一百四十七条、第一百七十一条及び第一百八十九条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第二十九条、第五十九条及び第八十二条、新指定居宅介護支援等基準条例第二十二条（新指定居宅介護支援等基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新指定介護予防支援等基準条例第二十一条（新指定介護予防支援等基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条及び第五十三条、新介護老人保健施設基準条例第三十条及び第五十二条、新介護療養型医療施設基準条例第二十八条及び第五十一条並びに新介護医療院基準条例第三十条及び第五十二条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等に係る経過措</u></p>

改正後	改正前
<p>置)</p> <p><u>第三条 令和三年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準条例第三十三条の二（新居宅サービス等基準条例第九十九条において準用する場合に限る。）及び新介護予防サービス等基準条例第五十六条の二の二（新介護予防サービス等基準条例第九十五条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</u></p>	<p>置)</p> <p><u>第三条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム基準条例第二十四条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第二十六条の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第三十三条の二（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百零四条、第一百零六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百六十九条（新居宅サービス等基準条例第八十二条において準用する場合を含む。）、第八十二条の三、第八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条の二の二（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第一百二十五条、第一百四十四条（新介護予防サ</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>サービス等基準条例第六十一条において準用する場合を含む。）、第六十六条の三、第七十三条、第八十三条（新介護予防サービス等基準条例第九十八条において準用する場合を含む。）、第二百十九条、第二百三十六條、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第三十四条の二（新地域密着型サービス基準条例第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第一百条、第一百三十条、第一百五十一条、第一百八十条、第一百九十二条及び第二百五条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第三十条の二（新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第二十三条の二（新指定居宅介護支援等基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第二十二条の二（新指定介護予防支援等基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十一条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>老人保健施設基準条例第三十一条の二</u> <u>（新介護老人保健施設基準条例第五十五</u> <u>条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新</u> <u>介護療養型医療施設基準条例第二十九条</u> <u>の二（新介護療養型医療施設基準条例第</u> <u>五十四条において準用する場合を含む。）</u> <u>並びに新介護医療院基準条例第三十一条</u> <u>の二（新介護医療院基準条例第五十五条</u> <u>において準用する場合を含む。）の規定</u> <u>の適用については、これらの規定中「講</u> <u>じなければ」とあるのは「講じるよう努</u> <u>めなければ」と、「実施しなければ」と</u> <u>あるのは「実施するよう努めなければ」</u> <u>と、「行うものとする」とあるのは「行</u> <u>うよう努めるものとする」とする。</u></p>